

移住・新婚・子育て世帯の方必見！

中古住宅取得支援

●支援内容

山形県では、中古住宅の流通促進及び移住・定住の促進を図るため、中古住宅購入ローンの利子の一部を補助します。

- 最大約50万円(上限5万円/年×10年) [対象額上限：1,500万円/利子補給率：0.4%]
- 住宅ローンの契約から約10年間、年1回(3月)県から対象者に直接支払います。



※計算方法については右記QRコード「タテッカーナ」より「計算例」をご参照ください。

●対象者

- 県内に自ら居住するために中古住宅を購入する所得が1,200万円以下の方
- 期限内(交付決定～令和5年3月31日)に住宅ローンの契約を締結し、返済を確実にできる方
- 下表いずれかの世帯要件を満たす方

移住世帯	平成29年4月1日以降に山形県内に移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	交付申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成16年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

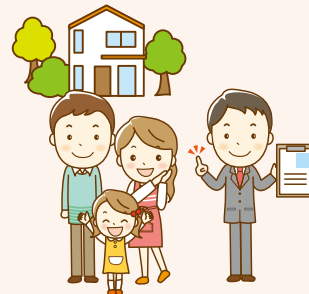
●支援の要件

●住宅の要件

- 令和4年4月1日以降に購入する、完成後2年超の住宅又は居住実績がある住宅
- 既存住宅売買瑕疵保険に加入する住宅又は住宅瑕疵担保保険責任期間中である住宅

●住宅ローンの要件(取扱金融機関とローンを契約すること)

- 住宅の購入費が対象となっているもの(土地購入費を含む)
- 返済期間が10年以上50年以下のもの又は【フラット35】・【フラット35S】
※返済据え置き期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。
- 本事業の交付決定後、令和5年3月31日までに契約締結され、
契約締結日から30日以内に融資を受けるもの



●募集期間と募集戸数

令和4年4月4日(月)～令和5年2月28日(火) <先着順> 募集戸数：20戸

※申込数が募集戸数に達した場合はその時点で募集を終了します。ご了承ください。

●窓口

購入する住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課(郵送でも受け付けます。)

村山総合支庁(建設部建築課)	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
最上総合支庁(建設部建築課)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
置賜総合支庁(建設部建築課)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-35-9054
庄内総合支庁(建設部建築課)	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5640

本ページの間合せ先

TEL 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

詳しい
内容は
こちら
(タテッカーナ)

